

労働法令のポイント

労働基準関係

1 1カ月単位の変形労働時間制に関する協定等の本社一括届け出について

令和6年2月16日に「一箇月単位の変形労働時間制に関する協定等の本社一括届け出について」（基発0216第8）が公布され、同年2月23日より適用された。いわゆる本社機能を有する事業場（以下、本社）の使用者が一括して本社の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下、本社管轄署長）に対し、今回新たに認めることとした「対象手続き」に係る協定（1カ月単位の変形労働時間制に関する協定、専門業務型裁量労働制に関する協定等）もしくは決議（企画業務型裁量労働制に関する決議）の届け出または報告（企画業務型裁量労働制に関する定期報告）を行う場合には、本社以外の事業場の届け出または報告が当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下、所轄署長）になされたものとする取り扱いが示された。以下、その概要を解説する。

一箇月単位の変形労働時間制に関する協定等の本社一括届け出について (令 6. 2.16 基発0216第8)

中島瑠美 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 本社一括届け出とは

労働基準法に定められた就業規則や労使協定は、事業場単位で就業規則を作成または労使協定を締結し、所轄署長への届け出が原則とされているものの、一定の条件を満たす場合には、本社において各事業場の就業規則や労使協定を一括して本社管轄署長に届け出ることができる。

本改正において、本社一括届け出を可能とするには電子申請による届け出であることが要件の一つとされており、近年では、新型コロナウイルス感染拡大の防止をきっかけに、電子申請の利用範囲が拡充されている。また、毎年3月の年度末と4月の年度初めに労働基準監督署の受付窓口の混雑が予想され、混雑緩和の観点からも電子申請の利用が推奨されている。

2. 改正の概要

通達（平15. 2.15 基発0215001、基発0215002および令 5. 2.24 基発0224第8）により、就業規則、時間外・休日労働に関する協定および1年単位の変形労働時間制に関する協定については、既に本社一括届け出が認められてきたところであるが、本改正により、[図表1]の対象手続きにおいても、事業場単位で締結された協定または決議を本社が一括して本社管轄署長に届け出ることおよび事業場単位の報告を本社が一括して本社管轄署長に行うことが認められたものである（なお、本改正によって1.で述べた原則の考え方が変更されるものではない）。

3. 本社一括届け出が可能な要件

本改正において、本社一括届け出を可能とするた

めの要件とは、電子申請による届け出であることのほか、本社の協定と全部または一部の本社以外の事業場に係る協定の内容が同一であることとされている。なお、「内容が同一である」とは、各種協定届(様式)の記載事項のうち、対象手続きごとに定める【図表2】の項目が同一であることをいう。また、対象手続きごとに定める協定事項、決議事項および報告事項のうち、同一であることを要しない項目が記入された所定の電子ファイル(「一括届出事業場一覧作成ツール」で作成したCSVファイル)を添付する必要がある。なお、令和5年10月10日以降、過去に公開されていた本社一括届出事業場一覧作成ツールは利用できなくなっているため、再度ダウンロードが必要である点に留意いただきたい。

図表1 対象となる手続きと法令

対象手続き		法令
①	1カ月単位の変形労働時間制に関する協定	32条の2関係
②	1週間単位の変形労働時間制に関する協定	32条の5関係
③	事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定	38条の2関係
④	専門業務型裁量労働制に関する協定	38条の3関係
⑤	企画業務型裁量労働制に関する決議	38条の4第1項関係
⑥	企画業務型裁量労働制に関する定期報告	38条の4第4項関係

図表2 各種協定届(様式)の記載事項のうち、「同一である」ことを要する項目

① 1カ月単位の変形労働時間制に関する協定	② 1週間単位の変形労働時間制に関する協定	③ 事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定
<ul style="list-style-type: none"> 業務の種類 変形期間(起算日) 変形期間中の各日および各週の労働時間ならびに所定休日 協定の有効期間 労働時間が最も長い日の労働時間数(満18歳未満の者) 労働時間が最も長い週の労働時間数(満18歳未満の者) 使用者の職名および氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の種類 1週間の所定労働時間 変形労働時間制による期間 使用者の職名および氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の種類 1日の所定労働時間 協定で定める時間 協定の有効期間 使用者の職名および氏名
④ 専門業務型裁量労働制に関する協定	⑤ 企画業務型裁量労働制に関する決議	⑥ 企画業務型裁量労働制に関する定期報告
<ul style="list-style-type: none"> 法人番号 協定の有効期間 業務の種類 業務の内容 1日の所定労働時間 協定で定める1日のみなし労働時間 労働者の健康および福祉を確保するために講ずる措置 労働者の労働時間の状況の把握方法 労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置 対象業務の遂行の手段および時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないことについての協定の有無 労働者の同意を得なければならないことおよび同意をしなかった労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないことについての協定の有無 同意の撤回に関する手続き 労働者の労働時間の状況ならびに労働者の健康および福祉を確保するための措置の実施状況、労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況ならびに同意およびその撤回に関する労働者ごとの記録を協定の有効期間中および当該有効期間の満了後3年間保存することについての協定の有無 使用者の職名および氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 法人番号 決議の有効期間 業務の内容 労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等) 決議で定める1日のみなし労働時間 労働者の健康および福祉を確保するために講ずる措置 労働者の労働時間の状況の把握方法 労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置 労働者の同意を得なければならないことおよび同意をしなかった労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないことについての決議の有無 同意の撤回に関する手続き 対象労働者に適用される評価制度およびこれに対応する賃金制度を変更する場合には、労使委員会に対し、当該変更内容について説明を行うことについての決議の有無 労働者の労働時間の状況ならびに労働者の健康および福祉を確保するための措置の実施状況、労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況ならびに同意およびその撤回に関する労働者ごとの記録を決議の有効期間中および当該有効期間の満了後3年間保存することについての決議の有無 運営規程の有無 運営規程についての委員会の同意の有無 使用者の職名および氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 法人番号 報告期間 業務の内容 労働者の範囲 労働者の労働時間の状況の把握方法 使用者の職名および氏名